**○○（チーム名）規則**

**第１章　総　則**

（名　称）

第１条　本クラブは、○○（○○○ふりがな）（以下、「本クラブ」）と称する。

（所在地）

第２条　本クラブの所在地（登録地）を○○○○に置く。

（目　的）

第３条　本クラブは、ソフトテニスの活動を通じて、人間作り、競技力の向上、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　定期的な日常スポーツ活動の実施

（２）　各種ソフトテニス大会への参加、開催

（３）　会員の親睦を図るための各種社交的行事の開催

（４）　その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

**第２章　会　員**

（入会資格）

第５条　本クラブの会員は、次の要件を備えていなければならない。

（１）　本クラブの目的に賛同する者であること。

（２）　医師からの運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。

（３）　本クラブの諸規定を遵守する者であること。

２　会員の資格は、他に譲渡できない。

（会員資格の喪失）

第６条　会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

２　会員が脱会する場合は、書面をもって代表者に届け出なければならない。

（除　名）

第７条　会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総会において総会員数の４分の３以上の議決により、除名することができる。

（１）会員が第５条の要件を満たさないとき。

（２）会員が本クラブの名誉を毀損したとき。

（入会手続きと会費納入）

第８条　本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従って、本クラブが定める会費を納入するものとする。

（会　費）

第９条　会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

（会費の返還）

第１０条　一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

**第３章　役　員**

（役　員）

第１１条　本クラブに次の役職を置く。

（１）　代 表 者　　１名

（２）　副会長　　１名

（３）　事務局長　　１名

（４）　会　　計　　１名

（５）　会計監査　　１名

（選　任）

第１２条　代表者は、理事会の互選とする。

２　副代表者、事務局長、会計、会計監査は代表者がこれを委嘱する。

（職　務）

第１３条　役員の職務は次の通りとする。

（１）　代表者は、本クラブ運営全体の統括をする。

（２）　副会長は、代表者を補佐し、代表者に事故あるとき又は欠けたときは、代表者があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

（３）　事務局長は、本クラブの事務を統括する。

（４）　会計は、本クラブの会計事務を処理する。

（５）　会計監査は、本クラブの会計事務を監査する。

（任　期）

第１４条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は任期満了の場合においても、後任者が決まるまでは、その職務を行う。

**第４章　指導者**

（指導者）

第１５条　本クラブに実技指導者を置くことができる。

２　実技指導者は、総会の決議を経て代表者が委託する。

３　実技指導者は、スポーツ指導並びに青少年健全育成に熱意を有する者とする。

４　実技指導者が本クラブの理念に違背する行為があった場合は、総会の議決をもって除名することができる。

**第５章　会　議**

（総　会）

第１６条　本クラブの総会は、毎年１回開催し、次の事項を決議又は承認する。

（１）　事業報告、決算に関すること。

（２）　事業計画、予算に関すること。

（３）　役員の選出に関すること。

（４）　規約の改正に関すること。

（５）　その他、本クラブに関して重要な事項。

２　総会は、代表者が召集し、議長となる。

３　総会は、成人会員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委任状により他の出席会員を代理人とする者は出席とみなす。

４　総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

５　本規約の改正は、出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

**第６章　会　計**

（経　費）

第１７条　本クラブの経費は、以下のものをもって当てる。

（１）　会費

（２）　事業等による収入

（３）　その他の収入

（経　理）

第１８条　本クラブの経理は、会計が管理する。

（予　算）

第１９条　本クラブの予算および決算は、総会での決議又は承認を必要とする。

（会計年度）

第２０条　本クラブの会計年度は、毎年４月１日から始まり翌年３月３１日に終わる。

**第７章　安全管理**

（事故の責任）

第２１条　会員は、本クラブの活動に際して本クラブの諸規定および施設管理者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

（安全保険への加入）

第２２条　会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけではなく、個人賠償責任保険この場合において、本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、未加入の活動の事故については、一切の責任を負わない。

**第８章　雑　則**

（委　任）

第２３条　本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、代表者が総会の議決を経て別に定める。

（学校および教育委員会との連携）

第２４条　本クラブは、岐阜県教育委員会の定める「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容に準じて活動を行う。

附　則

１　本規約は令和○○年○○月○○日から施行する。